

## 第4章 移動等円滑化促進地区の基本方針

### 4-1 移動等円滑化促進地区における取組の基本方針

「2-3 課題の整理 (2)移動等円滑化の取組に関する課題」を踏まえ、移動等円滑化の取組の基本方針を以下に示します。

#### (1)地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ妊娠中の人、乳幼児連れの人及び病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路及び建築物などを対象に面的・一体的なバリアフリー化を推進します。
- 多くの区民が利用する施設、高齢者、障がい者等が利用する施設、災害時に一時集合場所や避難所、避難場所となる学校や公園などのバリアフリー化を進めます。  
また、これらの各施設へ至る駅やバス停からの経路と、各施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。

#### (2)施設別の方針

##### ① 公共交通

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備などのさらなる安全性及び利便性を向上させます。
- 駅では、プラットホームから主要な出入口（線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットホームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置などによる転落防止を図ります。
- バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。また、バス乗り場においては屋根やベンチなどの整備を進めます。

## ② 道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いすやベビーカーの使用者がバスに円滑に乗降できるように、関連事業者と連携して、バス停付近の歩道などの整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置にあわせて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。

## ③ 建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるよう図るとともに、移動を支援する案内情報を分かりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、利用者のニーズに配慮します。
- 乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。

## ④ ソフト面の取組

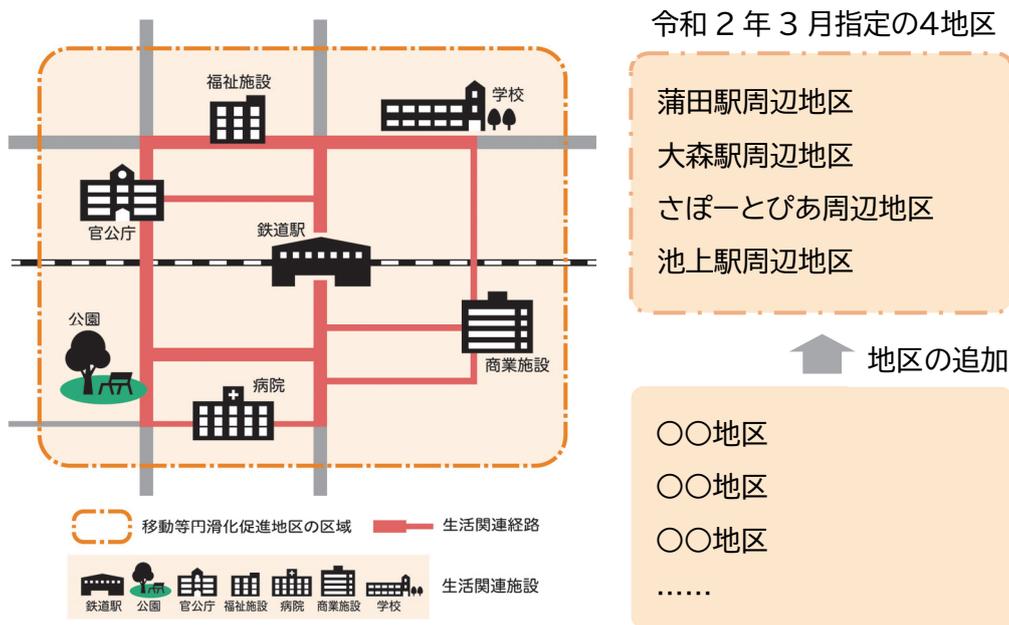
- 歩道（路側帯を含む）の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品などの歩道上の障がい物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス乗り場付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、交通事業者及び施設等職員の研修・教育の充実に努めます。

## 4-2 移動等円滑化促進地区の指定の考え方

区における移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化促進方針の見直しの目的やポイント、移動等円滑化促進地区における取組の基本方針を踏まえ、長期的に区全体を対象とすることを目標とします。

その上で、3-2(1)に示した地区指定に関する基本方針を踏まえ、新たな移動等円滑化促進地区を指定します。

図 4-1 移動等円滑化促進地区のイメージと地区の追加



## 4-3 移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方

移動等円滑化促進地区の要件はバリアフリー法において定められており、配置要件、課題要件、効果要件があります。

そのため、これらを踏まえ区としての考え方を次ページに示します。

## ① 配置要件

- 生活関連施設<sup>※1</sup>がおおむね3つ以上存在すること
- 生活関連施設が徒歩圏内に集積し、施設間を相当数の高齢者、障がい者等が徒歩移動することが見込まれること



### 【区としての考え方】

- 徒歩圏を半径500m<sup>※2</sup>とした場合、徒歩圏内に3以上の生活関連施設の候補施設が存在する地区は、区全体が該当します。

## ② 課題要件

- 高齢者、障がい者等の移動や施設利用、地域の土地利用や機能集積の実態や将来の方向性を踏まえ、バリアフリー化の促進が特に必要であること



### 【区としての考え方】

- 高齢者、障がい者等へのヒアリングでは、「以前に比べ、バリアフリー化は進んでいると思うが、多様なニーズに対応したトイレの整備、視覚障がい者誘導用ブロックやエスコートゾーンの設置、踏切での安全な横断、バス停での円滑な車いすの乗降など、幅広い部分において不足を感じている」等の意見をいただきました。
- よって、バリアフリー化の取組をさらに広域的に促進することが必要です。

## ③ 効果要件

- バリアフリー化を促進することが、高齢者、障がい者等に、交流や社会参加の機会、消費生活の場や勤労の場を提供する機能など、都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切であること



### 【区としての考え方】

- 大田区都市計画マスタープランでは、都市機能の集積や都市づくりの動向、将来の変化などを考慮し、中心拠点と生活拠点を設定し、拠点では誰もが活動しやすく快適に暮らすことのできる都市づくりを目指しています。
- そのことから、これらの拠点は、バリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域であるといえます。

※1 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、文化施設、病院、商業施設など

※2 徒歩圏を半径500m：国土交通省都市局「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年8月）において、高齢者の一般的な徒歩圏を半径500mとしています。

## 4-4 移動等円滑化促進地区の追加指定

前項の移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方に沿って、令和2(2020)年3月指定の4地区に加え、図4-2に示すとおり、15の地区を新たに指定します。

令和2年3月指定の4地区

蒲田駅周辺地区  
大森駅周辺地区  
さぼーとぴあ周辺地区  
池上駅周辺地区

図4-2 追加指定する15の地区とその位置

